

2019年7月18日

会社名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 石井 茂
 (コード番号：8729 東証第一部)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2019年8月6日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 24,422株
(3) 発行価額	1株につき2,564円
(4) 発行総額	62,618,008円
(5) 割当予定先	当社の業務執行取締役 3名 3,123株 当社の執行役員 5名 1,955株 当社子会社の業務執行取締役 8名 6,443株 当社子会社の執行役員 31名 12,901株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、当社並びに当社子会社の業務執行取締役及び執行役員（以下、これらを総称して「対象取締役等」といいます。）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを更に与えるとともに、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等に対して、新たに譲渡制限付株式を付与する報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2017年6月21日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の業務執行取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等のうち当社の業務執行取締役及び執行役員は、本制度に基づき当社が支給する金銭報酬債権の全部を、対象取締役等のうち当社子会社の業務執行取締役及び執行役員は、本制度に基づき当社子会社が支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る当社子会社の当該子会社の業務執行取締役及び執行役員に対する債務について重畳的債務引受けをします。）の全部を現物出資財産として拠出し、当社普通株式を取得するものとします。本制度に基づき、当社が発行又は処分する当社普通株式の

1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の取締役会において決定します。また、本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で、概要、下記3記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

今回、当社及び当社子会社は、対象取締役等47名に対し、本制度の目的、当社及び当社子会社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式を取得するための出資財産として金銭報酬債権合計62,618,008円（このうち、当社が当社の業務執行取締役3名に対して支給する金銭報酬債権の合計は8,007,372円です。）を付与し、当社が発行する当社普通株式数合計24,422株（このうち、当社が当社の業務執行取締役3名に対して付与する当社普通株式数は3,123株です。）を付与します。なお、本制度の導入目的を実現するため、譲渡制限期間は3年間としております。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、2019年8月6日から2022年8月6日まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下、「本譲渡制限」といいます。）。

(2) 本譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役等が、本譲渡制限期間中に任期満了、定年又は死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、対象取締役等の就任日を含む月から対象取締役等が上記のいずれの地位をも喪失した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき譲渡制限を解除するものとし、本譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。また、本譲渡制限が解除される対象とならない本割当株式は、当該解除後速やかに当社が当然に無償で取得します。

(3) 無償取得事由

対象取締役等が本譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した場合（任期満了、定年又は死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除きます。）等一定の事由が発生した場合、当社は、原則として当該事由発生時に本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

本割当株式の本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、対象取締役等の就任日を含む月から組織再編等の承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に基づき、本譲渡制限が解除された直後の時点においてなお本譲渡制限が解除されていない本割当株式を、組織再編等の効力発生日の前営業日に当然に無償で取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき、当社及び当社子会社が2019年度分の譲渡制限付株式報酬として対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより行われるものです。発行価額については、恣意性を排除した価額とするため、2019年7月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,564円としております。これは、本新株発行に係る当社の取締役会決議日直前の市場株価であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

I R 部 電話： (03) 5290-6500 (代表)

E-mail : press@sonyfh.co.jp

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<https://www.sonyfh.co.jp/>